

平成十九年七月十日受領
答弁第四七八号

内閣衆質一六六第四七八号

平成十九年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の「強制性」に対する認識と、政府の「河野官房長官談話」についての認識、およびオランダ下院議長からの書簡に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の「強制性」に対する認識と、政府の「河野官房長官談話」についての認識、およびオランダ下院議長からの書簡に関する質問に対する答弁書

一、二及び四について

御指摘の点を含め、慰安婦問題に関する政府の基本的立場は、平成五年八月四日の内閣官房長官談話のとおりであり、現内閣においてもそれを継承している。

三について

お尋ねの書簡は、オランダ下院のフェルベート議長から河野衆議院議長に宛てた書簡であると承知するところ、同書簡は、他国の議会の議長が我が国の国会の議長に宛てた書簡であり、また、御指摘の広告については、民間団体により掲載されたもので、政府は何ら関与していないことから、政府としてコメントすることは差し控えたい。いずれにせよ、慰安婦問題に関する政府の基本的立場は、平成五年八月四日の内閣官房長官談話のとおりである。